

## ○北見市地域おこし協力隊設置要綱

(平成 28 年 1 月 8 日内規第 1 号)

改正 令和 2 年 3 月 6 日内規第 19 号

### (設置)

第 1 条 人口減少や過疎、高齢化等が進む本市において、地域外の人材を積極的に誘致するとともに、その定住及び定着を促進し、もって地域の活力の維持と向上を図るため、地域おこし協力隊推進要綱(平成 21 年 3 月 31 日付け総行応第 38 号総務事務次官通知)に基づき、北見市地域おこし協力隊(以下「協力隊」という。)を設置する。

### (協力隊の活動)

第 2 条 協力隊は、次に掲げる活動(以下「地域協力活動」という。)を行う。

- (1) 住民の生活に係る支援活動
- (2) 地域間交流及び移住交流に係る支援活動
- (3) 地域行事に係る支援活動
- (4) その他特に市長が必要と認める活動

### (協力隊の要件)

第 3 条 協力隊の隊員(以下「隊員」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす者のうちから市長が任用する。

- (1) 三大都市圏をはじめとする都市地域等に現に住所を有しており、任用の通知があつてから任用を開始するまでの間に、本市へ住所を移動させることができる者
- (2) 地域おこしに理解と意欲を有し、地域になじみ、本市に定住する意思がある者
- (3) 心身ともに健康で、誠実に職務が遂行できる者

### (隊員の身分)

第 4 条 隊員は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる会計年度任用職員とする。

### (隊員の任用期間)

第 5 条 隊員の任用期間は、おおむね 1 年とする。この場合において、当該隊員に再度の任用があつた場合には、その任用期間は、当初の任用の開始の日から 3 年を超えることができない。

### (隊員の遵守事項)

第 6 条 隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 活動時間外であっても、本市内の行事、風習等の情報収集に努めること。
- (2) 任期中は、常に所在を明らかにすること。
- (3) 市民その他関係者との信頼関係の保持に努めること。
- (4) 健康で健全な生活を送るとともに、事故等の防止に努めること。

- (5) 身体の不調又は地域協力活動に影響を与える事態が発生した場合は、直ちに主管課長に届け出ること。
  - (6) 地域協力活動上知り得た秘密を他に漏らさないこと。その任を退いた後も同様とする。
  - (7) この要綱その他関係法令を遵守し、職務を誠実かつ公正に遂行すること。
- (市の活動支援)

第7条 市は、協力隊の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 協力隊の年間事業計画の作成
  - (2) 地域協力活動に関する総合調整
  - (3) 活動の拠点となる地域及び対象となる地域との調整及び住民への周知
  - (4) 地域協力活動終了後の定住支援
  - (5) その他協力隊の円滑な活動に関し必要な事項
- (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか協力隊の活動等に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この内規は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この内規の施行の日前においても、協力隊の設置に必要な準備行為をすることができる。

附 則(令和2年3月6日内規第19号)

この内規は、令和2年4月1日から施行する。